

年末の ごみ出しに ご注意を！



例年この時期になるとごみ集積所に出されるごみの量が多くなります。収集カレンダーなどで収集日の確認やごみの分別を徹底し、ごみ集積所のルールとマナーを守りましょう。また、12月は環境保全センターが混み合うことが予想されます。同センターの営業日を確認し、早めの搬入にご協力ください。

◆環境保全センターへの直接搬入

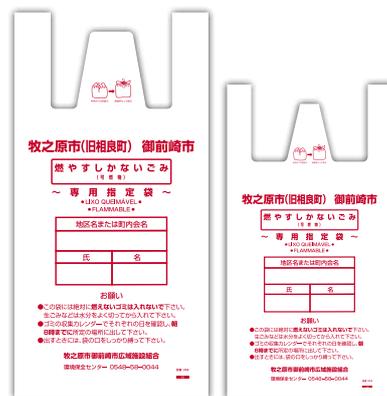
受付日 月曜日～金曜日、第2・4日曜日
 ※祝日、12月28日(土)から1月5日(日)は除く
 搬入時間 8時30分～12時、13時～16時30分

◆家庭ごみの収集

可燃物は、下記の期間、回収されません。
 12月31日(火)～1月3日(金)
 ※家庭ごみは、収集当日の0時から8時までに指定場所へ出してください。
 ※その他のごみの収集日は「家庭用ごみ収集カレンダー」をご確認ください。

◆可燃物専用指定袋の使用期限に気を付けましょう

本年度から可燃物専用指定袋の名称が「燃やすすかないごみ」に変更され、25Lと36Lの2種類となりました。
 旧可燃物専用指定袋の使用期限は、**令和8年3月31日**までです。
 買い取りや新袋との交換はできません。買いすぎにご注意ください。



照 会 環境課 ☎0537⁸⁵1162 環境保全センター ☎0548⁵⁸0044

フードドライブに ご協力ください



生活困窮世帯のために、食料の寄贈を募ります。寄贈を受けた食料は、NPO法人「フードバンクふじのくに」が回収し、県内の生活困窮世帯に無料で配布されます。食料は、次の場所で回収します。
 なお、前述の理由で食料支援が必要な場合は、福祉課または社会福祉協議会へご相談ください。

回収期間

令和7年1月6日(月)から31日(金)まで

希望食料

缶詰や瓶詰などの保存食品、レトルト食品、インスタント食品、食用油、お米、飲料、ふりかけ、お茶漬、のりなど常温保存できるもの

回収場所

- ・市役所(本庁ロビー、西館福祉課)
- ・社会福祉協議会
(御前崎ふれあい福祉センターなごみ・浜岡福祉会館)
- ・各地区センター

食料の条件

- ・賞味期限が令和7年4月以降のもの
- ・賞味期限が明記されているもの
- ・未開封のもの
- ・破損で中身がでていないもの
- ・お米は常識の範囲で古くないもの(もち米は不可)

照 会 福祉課 ☎0537⁸⁵1121 社会福祉協議会 ☎0548⁶³5294
 浜岡福祉会館 ☎0537⁸⁶8066